

## 契 約 書 (案)

注文者 支出負担行為担当官 京都地方法務局長 ○○○○（以下「甲」という。）と、請負者 株式会社△△△△ 代表取締役 ××××（以下「乙」という。）は、令和8年度京都地方法務局宅配便配達業務（以下「配達業務」という。）に関し、次の各条項により請負契約を締結する。

### （総則）

第1条 甲及び乙は、この契約書に定めるもの及び別添の仕様書に従い、この契約（この契約書及び別添仕様書を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、前項の届出等を口頭で行うことができる。この場合においては、後日書面を相手方に交付するものとする。
- 5 この契約の履行に関して甲及び乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約における期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠する。

### （契約の目的）

第2条 乙は、別添仕様書のとおり、配達業務を行い、甲がその対価を支払うものとする。

### （契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （契約金額）

第4条 契約金額は、別紙「配達業務基準単価表」のとおりとする。

- 2 前項の契約単価には、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項

及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び同条の83の規定に基づき、課税前の単価に100分の10を乗じて得た消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

- 3 消費税及び地方消費税の額の算定に際して、1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（報告）

第5条 甲は、いつでも乙に対し配達業務の履行状況等の報告を求めることができる。

（検査及び確認）

第6条 乙は、配達業務を完了したときは、甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 乙は、前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、乙は遅滞なくこれを是正改善して検査職員の検査を受けなければならない。
- 3 配達業務は、前項の検査に合格したときをもって完了したものとする。
- 4 乙は、第2項の検査について、甲から立会いを求められたときは、これに立ち会わなければならない。

（代金の請求及び支払）

第7条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、毎月、前月分の配達業務に係る別紙「配達業務基準単価表」により算定した金額（以下「請求代金」という。）を甲に対し請求するものとし、甲は、乙の適法な支払請求を受けた日から30日以内に請求代金を支払わなければならない。

- 2 前項の請求代金には、この契約の履行のための一切の費用が含まれるものとする。
- 3 甲の責めに帰する事由により前2項の規定による請求代金の支払が遅れた場合には、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求代金に関する「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める率の割合で計算した遅延損害金を速やかに乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(再委託)

第8条 乙は、この契約を履行するに当たって、この契約の全部を一括して若しくは主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、この契約の履行において、この契約の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲及び再委託の必要性について記載した書面を甲に提出し、甲による承認を受けなければならない。なお、これらの事項を変更する場合も同様とする。

(再委託に関する内容の変更)

第9条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(履行体制)

第10条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者的商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に届け出なければならない。ただし、商号又は名称及び住所のみの変更の場合は、届出を要しない。

3 前項の場合において、甲はこの契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(権利譲渡等の制限)

第11条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

3 第1項の甲の承諾に基づいて、乙が第三者と合併し、又はその事業の全部、若しくはこの契約に關係のある部分を第三者に譲渡する場合は、この契約を後継者に承継させた上、後継者の義務履行を相手方に保証するものとする。

(善管注意義務)

第12条 乙は、配達業務を実施するに当たっては、甲の業務に支障を与えないよう善良なる管理者の注意を払い、懇切かつ誠実に実施するものとする。

(一般的損害)

第13条 乙は、乙及び乙の使用している下請負人、労働者等の故意又は過失により、

甲の施設、機器等を破損又は紛失した場合は、損害を賠償しなければならない。

ただし、甲がやむを得ないものと認めたときは、この限りではない。

2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、乙及び乙の使用している下請負人、労働者等が業務遂行中に被った損害につき、これを保証するものとし、甲は一切の責任を負わない。

(第三者に及ぼした損害)

第14条 配達業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰する事由により生じたものについては、甲が負担する。

(荷物の滅失等による損害賠償限度額)

第15条 乙は、荷物の滅失による損害については、荷物の価格（発送地における荷物の価格をいう。以下同じ。）を送り状に記載された責任限度額（以下「限度額」という。）の範囲内で賠償しなければならない。

2 乙は、荷物の毀損による損害については、荷物の価格を基準として毀損の程度に応じた限度額の範囲内で賠償しなければならない。

3 前2項の規定に基づき賠償する場合において、荷送人又は荷受人に著しい損害が生じることが明白であると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、乙は、限度額の範囲内で損害を賠償しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、乙の故意又は重大な過失によって荷物の滅失、毀損又は遅延が生じたときは、乙は、それにより生じた一切の損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第16条 甲は、本配達業務の履行後、本契約の内容に適合しないことを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを補修する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求するこ

とはできない。

2 甲は、相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲は、第1項の追完を請求したときは、履行期限から追完が完了するまでの期間に応じ、契約金額から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年3.0パーセントの割合で計算した金額を請求することができる。この場合、甲は、当該請求のほか、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。

4 甲が第2項の催告をし、甲の定める期間内に履行の追完がないときは、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は、契約金額の100分の20に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。

5 乙が前2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、本契約の内容に適合しないことにより甲に生じた直接又は間接の損害の額が第3項及び第4項に基づいて請求した違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

7 第4項の規定に伴い、本契約が解除されたときは、甲は業務が完了した部分に

対し、算出した金額を乙に支払うものとする。

8 甲は、第1項から第6項までの請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合があった場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。

(危険負担)

第17条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(割合的報酬)

第18条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第6条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

(甲の解除権)

第19条 甲は、次の各号に掲げる事項の一に該当する事由があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) この契約の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。
- (2) 本契約期間内に、又は本契約期間後相当の期限内に本契約の業務を履行する見込みのないことが明らかに認められたとき。
- (3) 乙が本契約の条項に違反したとき。

2 乙は、前項各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、別紙「配達業務基準単価表」に定める契約単価に予定数量を乗じて得た金額（以下「契約金額」という。）の100分の10に相当する額の違約金を甲に対し、甲が指定する期日までに支払わなければならない。

3 乙が甲の指定する期限までに違約金を支払わない場合は、乙は、甲に対し、期

間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第20条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
  - (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第21条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第

7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令(同法第7条の3第1項若しくは第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。)を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、この契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、第27条第4項に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、この契約の履行が完了した後においても効力を有する。

(属性要件に基づく契約解除)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に

関与している者をいう。) が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対し、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第23条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何ら催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(下請契約等に関する確約)

第24条 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人又は受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請契約等に関する契約解除)

第25条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させる

ようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第26条 乙は、自ら又は受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(違約金等)

第27条 甲は、第22条、第23条の各号の一及び第25条第2項に該当すると認められるときは、この契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

3 甲は、第22条、第23条の各号の一及び第25条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第22条、第23条の各号の一及び第25条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

5 前項に定める賠償金額は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

6 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(損害賠償)

第28条 乙は、自己の責めに帰することができない事由によりこの契約の履行がで

きない場合には、その事由を明らかにした書面をもって遅滞なく甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、自己の責めに帰する事由によりこの契約の履行ができない場合において、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 天災地変その他不可抗力による損害又は乙の責めに帰することができない事由によって生じた損害については、乙はその責めを負わない。
- 4 第13条第1項、第15条第4項、第16条第6項、第21条第4項及び本条第2項に規定する損害賠償の額は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(乙の解除権)

第29条 乙は、甲の契約違反によって配達業務の実施が不可能となったときは、契約を解除することができる。

(契約保証金)

第30条 この契約に関しては、保証金の納付を免除する。

(管轄裁判所)

第31条 この契約から生ずる一切の紛争の第一審の専属合意管轄裁判所を、京都地方裁判所とする。

(補則)

第32条 この契約の条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書に定めない事項については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

上記契約を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が各自記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年4月1日

注文者（甲）

京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197番地

支出負担行為担当官

京都地方法務局長

○ ○ ○ ○

請負者（乙）

○○○○○○○

株式会社△△△△△

代表取締役

× × × ×

## 配達業務基準単価表

| 地域名                      | ①府内 | ②近畿<br>(関西)                      | ③北海道 | ④北東北              | ⑤南東北              | ⑥関東   | ⑦信越        | ⑧北陸               | ⑨東海<br>(中部)              | ⑩中国                             | ⑪四国                      | ⑫九州  | ⑬沖縄県        |
|--------------------------|-----|----------------------------------|------|-------------------|-------------------|---|------------|-------------------|--------------------------|---------------------------------|--------------------------|--|-------------|
|                          | 京都府 | 大阪府<br>兵庫県<br>奈良県<br>滋賀県<br>和歌山県 | 北海道  | 青森県<br>岩手県<br>秋田県 | 宮城県<br>山形県<br>福島県 | 茨城県<br>栃木県<br>群馬県<br>埼玉県<br>千葉県<br>東京都<br>神奈川県<br>山梨県 | 新潟県<br>長野県 | 富山県<br>石川県<br>福井県 | 静岡県<br>岐阜県<br>愛知県<br>三重県 | 岡山県<br>広島県<br>鳥取県<br>島根県<br>山口県 | 香川県<br>徳島県<br>愛媛県<br>高知県 | 福岡県<br>佐賀県<br>長崎県<br>熊本県<br>大分県<br>宮崎県<br>鹿児島県 | 沖縄県<br>(本島) |
| 60サイズ<br>(60cm／25kgまで)   |     |                                  |      |                   |                   |   |            |                   |                          |                                 |                          |  |             |
| 80サイズ<br>(80cm／25kgまで)   |     |                                  |      |                   |                   |   |            |                   |                          |                                 |                          |  |             |
| 100サイズ<br>(100cm／25kgまで) |     |                                  |      |                   |                   |   |            |                   |                          |                                 |                          |  |             |
| 120サイズ<br>(120cm／25kgまで) |     |                                  |      |                   |                   |   |            |                   |                          |                                 |                          |  |             |
| 140サイズ<br>(140cm／25kgまで) |     |                                  |      |                   |                   |   |            |                   |                          |                                 |                          |  |             |
| 160サイズ<br>(160cm／25kgまで) |     |                                  |      |                   |                   |   |            |                   |                          |                                 |                          |  |             |

各単価は、配送物品1個当たりの単価とする。

単位：円(税込)